

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令について

令和 6 年 7 月
自治財政局交付税課

1. 改正理由

令和 6 年度の各地方団体に交付すべき普通交付税の額の決定にあたり、普通交付税の算定方法等を変更するため、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）の一部を改正する。

2. 省令案の内容

○ 「こども子育て費」の算定関係

普通交付税の基準財政需要額に創設した新たな算定費目「こども子育て費」の算定に係る所要の規定を整備。

○ 令和 6 年能登半島地震への対応関係

能登半島地震の被災団体における児童数・生徒数の減少に対処するための特例に加え、被災団体に対する市町村民税法人税割等の基準財政収入額の算定方法の特例に関する規定を整備。

○ その他所要の年次更新

それぞれの費（税）目について、測定単位の数値の算定方法及び各補正係数等を年次更新。

3. 施行期日

令和 6 年 7 月 23 日に公布・施行予定（普通交付税の額の決定日と同日）